

## 障害のある子どもの保護者の学校における付き添いの実態 ——兵庫県における調査を通して

栗田季佳・一木玲子・堀 智晴・堀 正嗣

### 1. 問題と目的

#### 1-1. 障害のある子どもの普通学級への就学

介助を必要とする障害のある子どもが小中学校に就学する際、保護者等による付き添いが要求されることがある。あるダウン症の男性は、就学時に特別支援学級ではなく普通学級に就学するのであれば、家族が完全に付き添うことを学校側から要求された（斉藤・杉原、2017）。付き添った家族は、体調が悪化したり、家族以外が付き添う費用を負担することもあった。このように、小中学校に就学する際に合理的配慮が提供されず、本人や保護者に負担が強いられている状況がある（障害児を普通学校へ・全国連絡会、2018）。付き添いができないために普通学級を諦め、希望していなかった特別支援学校や学級に就学する声も挙がっている。

他の子どもに無条件で保障されている就学に対して、障害のある子どもにのみ付き添い等の条件を課すことは、障害児に対する差別にあたる。日本も締約国である障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別、制限、排除を障害に基づく差別と定義している（障害者権利条約第2条）。保護者等の付き添いなしに他の子どもが就学しているにも関わらず、障害のある子どもにだけ付き添いがあることは、障害に基づく差別である。また、付き添う保護者等の体調不良時に子どもが学校を休まざるをえなくなるとすれば、そのような状況は障害に基づく制限にあたる。付き添いができないことを理由に就学を拒否すれば、障害を理由とする排除である。いずれにしても、保護者等の付き添いは子どもの教育を受ける権利の侵害にあたる。

なぜこのような事態が生じるのであろうか。その理由の1つは、小中学校の建築環境やカリキュラム、教員の指導体制などが、障害のない子ども達を前提としてつくられていることにある（一木、2012）。もし、障害のある子どもも小中学校に就学することが想定されていれば、エレベーターや学習室の変更、学習カリキュラムや支援のあり方などが制度設計の段階で、あるいは教育現場で議論されていただろう。たとえば、障害のある子どもの通常学級在籍を保障

しているイタリアの学校では、障害のある子どもが在籍する学級の学級編成は通常25人のところ20人に減じられる。さらに学級に支援教師が配置され、支援教師は障害のある子どもに対する支援だけでなく、他の子どもへの支援や全体の指導にもあたる（大内・藤原、2015）。しかし日本においては、障害のある子どもは特別支援学校へ就学することが既定路線となってきたため、障害のある子どもが小中学校に就学しづらい状況が続いている。

このことからわかるように、障害のある子どもの就学上の障壁は、障害にあるのではなく、障害のある子どもの就学を想定せずにつくられた学校環境にあるといえる。障害者権利条約の第24条では、他の者と平等に、生活する地域において教育を受ける権利を保障し、必要な合理的配慮の提供を締約国に義務づけている。これに従えば、他者の介助が必要な子どもがいたとしても、保護者等の付き添いなしに就学できるような体制（たとえば介助員の配置）を行政が整える必要がある。にもかかわらず、障害のある子どもの側に変更・調整を求めることは障害の個人モデルといえる。障害者権利条約や障害者差別解消法では障害の定義に個人モデルを用いていないが、現実には障害の個人モデルに基づく保護者等の付き添いが毎年のように要求され、現に行われている。

#### 1-2. 付き添い調査の状況

付き添いの実態は事例的には報告されているものの、これまで統計的には集約されてこなかった。2015年に初めて文部科学省（以下、文科省）が全国の小中学校を対象に実態調査を行い（文部科学省、2015）、全国1,495の小中学校で1,897人の子どもが介助や学習支援のために日常的に付き添われていることがわかった。この調査はこれまで事例的に報告されてきた付き添いの現実を公的機関が明るみにした点で重要であるが、付き添いの実態と照らし合わせると不十分な点がある。

1つは学校への送迎の付き添いが除外されているという点である。集団登下校の場合は異年齢間の、各自通学の場合は友人同士の関係を深める場の1つである。付き添いがあると登下校の子ども同士の会話は制限され、保護者は生活を変える必要も出てくる。実際、小中学校ではないが、特別支援学校に通う子どもの保護者で、登下校の付き添いによって生活や仕事に影響が「やや」あるいは「とても」あった者は66%に上り、失職や転職、仕事を休む、子どもが毎日学校に通えないという例も厚生労働省の調査で明らかとなっている（東京新聞、2016）。

2つ目に、学校行事（例：校外学習）や突発的な事態（例：看護師の休暇等）

など、非日常的な事態における付き添いが含まれていない。学校生活の中で、運動会や修学旅行といった学校行事は思い出に残る大きな行事であるにもかかわらず付き添いができないために参加できなかった事例が多くある。ある女性は小中学校時代に介助員に付き添われて学校に通っていたものの、遠足や修学旅行など学外の行事には介助員は付き添えないために母親が休暇をとり付き添っていた。2泊3日の臨海学校行事では母親の休みが2日までしかとれず、楽しみにしていたキャンプファイヤーの途中で帰ることになり大泣きしたという(川端、2017)。このような経験は付き添いをサポートする体制があれば回避できたはずであろう。

これら送迎と非日常的な付き添いに関して、千葉県議会事務局が2008年から行っている付き添い実態調査では、送迎や学校行事における付き添いなどが毎年複数件報告されている(橋本、2015)。千葉県における調査は一部の市町村からの報告であるものの、文科省が対象としていない付き添いの実態が存在することを明らかにしている。千葉県における調査結果からも、送迎と非日常的な付き添いの内容を含めて調査を行うことの必要性がわかる。

3つ目に、文科省の調査では一部の付き添いと終日の付き添いを区別していない。どのような付き添いも付き添いが要求されること自体が差別であり人権問題である。とはいえ、週一回の付き添いと、子どもが学校にいる間常に付き添いをしている事例では子どもの学校生活や付き添う者の生活スタイルは大きく異なってくる。

文科省が対象としていない付き添いの実態を明らかにすることは重要であるが、付き添いを無くす上では学校が付き添いを必要とする状況についても調べる必要があるだろう。同じ障害カテゴリであっても、付き添いが要求される事例とそうでない事例がある。たとえば、文科省の調査で明らかとなった付き添いのうち2割にあたる388件は医療的ケアのための付き添いであり、医療的ケアの子ども達に付き添いが多く要求されていることが示された。しかしある市に在住する医療的なケアの必要な男児は保護者等の付き添いなく小学校に通い、友達が自然に介助し「みんなが助けてくれた。」と述べている(朝日新聞、2016)。この違いはどのような要因によって生まれるのだろうか。合理的配慮の検討のためには、付き添いのある学校とない学校の基本的な特徴を捉えることにより、付き添いが要求される背景を探ることが重要である。

### 1-3. 本研究の目的

障害のある子どもの付き添いの実態を明らかにすることは、障害のある子ど

もおよびその家族に対する差別の現実を可視化し、学校教育においてどのような変更・調整が必要であるかを示すこととなる。そのためには、以前に実施された文科省の調査では不十分であり、実態に即した調査が必要である。本研究の目的は次の2点である。1つは、先に挙げた3つの問題点を含む付き添いを含めた調査項目を作成し、兵庫県を対象に幅広い付き添いの実態の一端を明らかにすることを目的とする。もう1点は、付き添いの有無に関わる学校の基本的特徴を明らかにすることである。

## 2. 方法

### 2-1. 調査の手続き

兵庫県教職員組合を通して、兵庫県内の小中学校、特別支援学校、幼稚園に調査票を配布した。調査校は兵庫県内全域にまたがった。本研究は、障害者権利条約第24条にあるように、障害のある者が生活する地域で教育を受けることを基本とし、その合理的配慮の欠如の問題として付き添いを扱うため、小中学校のみを分析対象とする。

### 2-2. 調査票

調査票は学校基本情報と付き添いに関する質問から構成された(付録参照)。学校基本情報に関しては、全児童生徒数、障害のある児童生徒数、自身で医療的ケアを行っている者の数、本人以外の者が医療的ケアを行っている者の数、医療的ケア担当の看護師の数、支援員の人数、定期的に特別支援教育を担当する者の役割と人数について記入を求めた。なお、本調査における「障害のある児童生徒」とは学校教育法施行令第22条(3)に該当する、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者とした。

付き添いの質問については、付き添いの有無、付き添い児童の在籍状況(通常学級、特別支援学級)、付き添いの内容が含まれた。付き添いの内容については、千葉県議会事務局の付き添い調査項目を参考に、(1)登下校も含め登校から下校まで終日、(2)登下校のみ、(3)日常生活の一部、(4)一部の授業、(5)日帰りの学校行事、(6)宿泊を伴う学校行事、(7)突発的な事態それぞれに該当する児童・生徒数の回答を求めた。最後に自由記述欄を設けた。

## 3. 結果と考察

小学校から540校、中学校から197校の回答が得られた。回収率は、平成27

年度の学校数(小学校782校、中学校389校)に照らし合わせると、小学校で69.1%、中学校で50.6%であった。

### 3-1. 全体的な付き添いの傾向

学校の回答を集計したところ、小学校で249校958件、中学校で49校95件の付き添いの実態が明らかとなった。付き添いの内容ごとに集計したのが表1である。

表1 小・中学校在籍別の付き添い件数

学級		(1)終日	(2)登下校のみ	(3)日常生活の一部	(4)一部の授業	(5)日帰りの学校行事	(6)宿泊を伴う学校行事	(7)突発的な事態	合計
		小学校 (n=249)	通常	14	98	1	14	4	
	特別支援	34	683	12	22	41	9	19	820
	合計	48	781	13	36	45	11	24	958
中学校 (n=49)	通常	1	13	0	1	0	0	1	16
	特別支援	2	59	1	2	3	6	6	79
	合計	3	72	1	3	3	6	7	95

※ 回答のあった学校数は小学校で540校、中学校で197校であった。

障害のある児童が在籍している学校で付き添いのある割合は小学校で50.1%、中学校では25.8%であった。つまり障害のある子どもがいる小学校の2校に1校、中学校の4校に1校が付き添われている現実にあった。小学校の方が中学校よりも付き添い率が高いことがわかる。中学校の方が付き添いが少ない理由として、子どもの成長につれて付き添いをなくしていることや、介助をより必要とする障害の重い子どもが中学入学を機に特別支援学校へ転学することなどが考えられる。ここでは特に後者について述べる。

本調査において、障害のある子どもがいる小学校は84%であるが、中学校では72.9%と在学率が減少していた。このことは、毎年行われる学校基本調査の傾向と同様であり、進学に従って特別支援学校在籍者は増加し地域の学校への就学は減少する。このことから、障害のある子どもの教育の場は、通常の学校との統合に向かうのではなく、逆に分離に向かっていることがわかる。またその中で特に分離されていくのは、障害の重い子ども達である可能性が高い。歴史的にも、障害のある子どもが原則特殊教育施設(現・特別支援学校)に就学していた頃に認定就学で小・中学校に通っていた子どもは比較的障害が軽度の傾向にあった。本人・保護者の意思が尊重される今日の就学決定においても障害の状態は就学指導で考慮され、特別支援学級対象となる障害の程度には「軽度の困難」や「弱視」や「難聴」とあり、特別支援学校の対象である学校教育法施行令第22条(3)の障害よりも医学的に程度が軽いものと捉えられる(文部科学省、2013)。小・中学校における環境に何らの変更・調整も加えられ

なければ学年進行とともに進度や到達水準は上がり、周囲のペースに合わせられない子どもは増えていくだろう。

保護者が特別支援学校の中学部を選ぶ理由として、「より専門的な教育が受けられるから」「特別支援学校高等部や高等養護学校に進学させたいから」「教育内容・方法が子どもに合っているから」を主に挙げるが(北海道教育委員会、2011)、逆にいえば障害のある子どもを考慮した変更・調整が中学校にないことを暗示している。障害が重度になればなるほど地域の中学校に進学しにくい状況から、地域の中学校に進学するのは結果的に介助や支援の必要性が少ないとみなされる子どもとなり、見かけ上、付き添いの数が減少していると考えられる。

### 3-2. 文科省との比較—日常的な付き添い—

文科省で行われた日常的な付き添いと同様の付き添い(付き添いの内容(1)、(3)、(4))を合計すると、本調査では104件が報告された。なお104件中、終日の付き添いが51件(小学校48件、中学校3件)あった。終日の付き添いは家でも学校でも常に親子が共に過ごしていることを表す。障害のある当事者の五位淵(2017)は、付き添われていた当時を振り返って「親が常に付き添っている生活に疲れていた。高校でも自宅でも親の介助を受けなければならず、親子共々我慢の限界であった。(中略)好きな友達と待ち合わせして下校したり、買い物やカラオケなど行ったりすることができなくて寂しかったことを思い出す。友達をつくることも大変であった。」と述べている。終日の付き添いをもたらす深刻な影響が、本調査の該当者にも起きている可能性がある。

2015年の文科省の調査に関して、情報開示請求<sup>(1)</sup>によって得られた都道府県別の資料に基づくと、兵庫県における日常的な付き添いは小・中学校あわせて41件であった(表2)。

表2 文部科学省における兵庫県の付き添い実態調査(2015年5月実施)

	医療的ケア	日常生活上の介助	発達障害児への学習支援	健康・安全確保	その他
小学校(n=29)	17	3	3	5	3
中学校(n=9)	7	2	0	0	1

本調査では、「日常生活の一部(3)」と「授業の一部(4)」を区別しているため、ある子どもへの付き添いが、両方の目的で行われている場合は重複回答となる可能性がある。したがって、重複の可能性を考慮し、(3)と(4)

の回答が全て重複するという最も少なく見積もった場合では、65件となる。最低でも24件の差があるといえよう。しかしながら、文科省の調査の回収率がほぼ100%であるのに対し<sup>(2)</sup>、本調査の回収率が6割程度にとどまっていることを考えると、実際には65件以上であると推測される<sup>(3)</sup>。

なぜ同様の付き添い内容で回収率が半数程度であったにも関わらず、本調査でより多くの付き添い件数が明らかになったのだろうか。どちらの調査も報告であるため、回答を歪曲することが可能である。望ましくない内容に対して正確な回答を控えようとする動機が働いた可能性がある (Crowne & Marlow, 1960)。教育委員会を經由して各学校に送付された文科省の調査依頼文には、障害者差別解消法への言及や、「学校における保護者の待機を安易に求めるなど、保護者に過度の対応を求めることは適切ではない。」との文言があり、付き添いの要求が望ましくない行為であることが明示されている。一方本調査では、「教育現場における『合理的配慮』のうち、特に付き添いに関する実態について調べることを目的としています。」としか記載していない。文科省による調査では付き添い報告に対して心理的な抑制が働き、本調査の方がより多くの回答件数が得られたのかもしれない。

また、調査元が文科省と教職員組合で異なったことも関係している可能性もある。教職員にとって、文科省および教育委員会は雇用側にあたる組織であり教職員組合は同じ労働者側の組織である。評価や管理を担う教育委員会への回答に対してはより慎重な回答がなされ、本調査よりも付き添い件数が少なく報告されたことも考えられる。

### 3-3. 文科省との比較—非日常的な付き添い—

文科省の調査では捉えられていない付き添いの実態として、登下校(2)、日帰りの行事(5)、宿泊を伴う行事(6)、突発的な事態(7)における付き添いも明らかとなった(表1)。

とりわけ、登下校(2)の付き添いは顕著に多かった。学校の管理下で生じた負傷や疾病は学校に責任が帰されるが、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の規定では、登下校中の事故も学校管理下とみなされる。登下校中に事故や事件に巻き込まれる可能性は障害のある児童・生徒に限らないが、障害のある者に対しては「危ない」「弱い」(河内、2001)、「病気」「遅い」(申司、1987)といったイメージがもたれている。「障害は弱い」といったステレオタイプによって登下校時のリスクが高く見積もられ、付き添いによって子どもの安全を確保しようとした可能性がある。実際に、近所の高学年

の子が障害のある子どもと一緒に登校することになっていた齋藤(2015)の事例では、学校側から事故の可能性やその責任について指摘され、子どもだけの登校は認められなかった。結果、父親が付き添うこととなった。

登下校の付き添いが必要かどうかは十分検討する余地があるが、もし必要であったとして登下校の通学支援を検討する場合、公的なサポート体制がないために保護者等が送迎をしている例もある。本調査における自由記述においても、「本校の場合、保護者送迎で登下校しているが、合理的配慮の範囲なのか判断に困った。(市の申請で保護者送迎を登下校の方法としている)」とあった。介助員や看護師の勤務条件に登校時が入っていないなかったり、通勤・通学が移動支援やガイドヘルパーの利用対象外となっているために保護者等が送迎をしている事例が本調査結果にも含まれているであろう。

ただし、通学を対象としている移動支援(名古屋市、札幌市など)や通学支援(枚方市、台東区など)などの事業を行っている自治体も存在するため、これらを活用したり交渉することも考えられる。本研究では、どのような理由によって登下校の付き添い件数が多いのを特定できないが、通学という学校生活を支える根本をどのように保障するのか、行政による事業も含めて積極的な議論が必要である。

また、非日常的な付き添いとして日帰り(5)の学校行事は小学校で45件、中学校で3件報告された。遠足や社会見学、文化祭など、日帰りの学校行事において特別に付き添っている事例があることがわかった。宿泊行事(6)は件数は少ないものの小学校で11件、中学校では6件生じていた。突発的な事態における付き添いは小学校で24件、中学校で7件あった。

このように、文科省の調査では対象外であった非日常的な付き添いも相当数存在する<sup>(4)</sup>。登下校と同様に、日常とは異なる勤務状況によって介助員や看護師が派遣されず、付き添いが求められている例がある。自由記述欄に次のような意見がみられた。「学校行事(遠足など校外で行うもの)やトライやるウィーク<sup>(5)</sup>などは介助員が付き添っています。介助員が付き添える行事等の制約をできるだけなくして頂けるとありがたいです」。介助員等の付き添いを制限する条件を変更・調整していくことによって、保護者等が付き添うことなく、子どもが学校行事に参加できるだろう。また、日ごろ学校と関わりのあるボランティアの人々や地域にあるサービスの活用、学校内の教職員や周囲の児童・生徒の協力など、突発的な事態を含む様々な事態が起きることを前提に、柔軟な対応をとれる体制が、学校側の負担や保護者等の付き添いを減らすことにつながる。

### 3-4. 通常学級籍と特別支援学級籍の比較

表1より内訳としては、通常学級籍よりも特別支援学級籍の子どもに対する付き添いが多いことがみてとれるが、これは障害のある子どもの在籍が特別支援学級に多いことに因ると考えられる。ただし、付き添いの内容によって通常学級と特別支援学級の割合にばらつきがあることは注目すべき点である。小学校における在籍学級別の付き添いの全体的な割合は通常学級が16.8%、特別支援学級が83.2%であるのに対し、内容別にみると、終日の付き添い(1)および一部の授業(4)に関しては、通常学級の割合が特に高くなっている(それぞれ通常学級の割合が29.17%、38.89%)。これらは通常学級と特別支援学級で求められる付き添いが異なることを表している。

通常学級の学級編成は最大35人あるいは40人であるのに対し、特別支援学級は8人である。教師ひとりあたりの子どもの人数には大きな差がある。さらに、通常学級では一年間に終えねばならない学習内容が一律に定まっているのに対し、特別支援学級は弾力的なカリキュラムの運用が可能である。そのため通常学級の方が特別支援学級よりも、進度の遅れや一斉授業についていけない子どもが顕在化しやすいと考えられる。つまり通常学級のほうが、周囲にあわせるための圧力がかかりやすい。実際、特別支援学級を選んだ理由として「通常の学級の流れに合わせる事が困難」と回答する保護者は小・中学校ともに50%を超える(北海道教育委員会、2011)。遅れやできなさを補うために、授業をサポートする人手の必要性が高く認知され、保護者等への付き添いの要求へとつながっている可能性が考えられる。通常学級の方が特別支援学級よりも授業時間を含む付き添いが高い割合で生じていることには、学校環境の中でも学習カリキュラムが障壁となっていることを示唆する。

### 3-5. 医療的ケアの必要な児童のいる学校における付き添い状況

医療的ケアの必要な児童の在籍する学校での付き添い状況を、表3に記した。文科省の調査において医療的ケアのための付き添いは24件確認されたが、本研究では50件であった。

本調査より、医療的ケアを必要としている児童生徒62人中50人、すなわち約8割が付き添われている現状にあることがわかった。気管切開や胃ろうをしている子ども達にとって、医療的ケアは生活する上で必要な生活支援行為である(人工呼吸器をつけた子の親の会、2010)。しかし従来医療行為とみなされてきた医療的ケアの実施は法的に制限されており、医療的ケアに対応できる者は限られている。平成28年度における医療的ケアが実施可能な有資格者の学校配置

表3 医療的ケアを必要とする児童生徒の付き添い状況

	付き添い	
	あり	なし
自身で「医療的ケア」を行っている数	23 (16)	8 (7)
医療的ケアを必要としており、看護師など本人以外が行っている数	27 (19)	4 (0)
医療的ケアを必要とする児童生徒担当の看護師数	25 (20)	3 (2)

※ 数値は小・中合計件数 ( ) は、小学校の件数

は、児童生徒数のおよそ半数しかなく、認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教職員は、特別支援学校においても半数程度であった(文部科学省、2017)。

医療的ケアを行うために親が学校へ付き添っている事例では、登校前の準備から教室での常時付き添い、宿泊行事においても特別な事前準備時間が求められる、疲労困憊の状況にある(仁宮・津島・秋山、2002)。地域の小学校に通う息子の父親は、休暇等を使いながら医療的ケアのため付き添っており、家計の苦しさから付き添いを外すよう学校に求めたが、生活保護を提案され付き添いはなくならなかった(保坂、2017)。体制が整っていないがために障害のある本人やその家族に過重な不利益が生じている。

吉利(2016)の調査によると、小・中学校教員で教員や介護職員が医療的ケアを実施できることを知らない者が7割以上いた。そして、医療に関する配慮を要する児童生徒に積極的に関わりたいと考える教師や、通常学校で学ぶべきだと考える教師は2割に満たない。医療的ケアを教員や介助員ができないという思い込みや、知っていたとしても医療的ケアの子どもの教育に対する抵抗が小中学校の体制整備を阻む可能性がある。

小中学校における医療的ケアの実施体制が整わなければ、保護者等に医療的ケアのための付き添いが要求されることが当然想定される。近年、文科省の主導で医療的ケアのための看護師の配置事業の拡充や医療的ケア実施体制構築の事業が進められているが、医療的ケアのある子どもとその保護者の人権保障として対応を急ぐべきである。医療的ケアの必要な児童生徒が小中学校で学ぶためには、現行で医療的ケアの実施可能な看護師の配置や介護派遣、介助員を含

む教職員への認定特定行為業務従事者の養成などの体制整備、そして将来的には安全面に配慮した上での医療的ケアの実施に対する規制緩和が必要であろう。

### 3-6. 学校基本情報との関連

付き添いのある学校とない学校の特徴を捉えるため学校基本情報を利用しながら探索的に分析を行った。

付き添いの有無を要因としたt検定を行ったところ、統計的に有意差がみられたのは、全児童・生徒数であった ( $t = 7.75, df = 521, p < .01$ )。付き添いのある学校の全児童・生徒数は小学校で平均421.5人 ( $SD = 282.8$ ) 中学校で平均427.5人 ( $SD = 246.0$ ) であるのに対し、付き添いのない学校は小学校で平均249.0人 ( $SD = 241.3$ )、中学校で平均327.3人 ( $SD = 238.4$ ) であった。付き添いのある学校の方が子どもの数が多く、学校規模が付き添いを左右する重要な要因であることが明らかとなった。この結果は、適正規模校 (12~18学級) よりも小規模校 (11学級以下) のほうがインクルーシブ教育のための権利保障や物的・人的環境整備がなされやすいという報告と一致する (照喜名・田中・細川, 2017)。

なぜ学校規模が保護者等の付き添いを左右するのだろうか。藤島・吉岡 (2017) は学校規模によって生じる特別支援教育の課題についてまとめている。小規模校では、少人数であるために教員も子ども同士も顔と名前のわかる関係性の中で、交流や支援・指導が行われていることがインタビューやアンケート結果から示唆された。普段から互いのことを知っていれば、関係性の中で必要な支援や変更を自然に行っていることも考えられる。一方、中・大規模校は教職員数の多さを活用して組織的な体制がとられていた。統計的有意差はないものの、中・大規模校は小規模校よりも特別支援教育に費やす時間的余裕や授業の工夫、支援のための教員人数の達成度が低かった。すなわち、児童生徒数が多いがために、組織的に動かざるを得ず、個別事例的な対応においても確認や相談などの手続きが入り込み、柔軟な対応が困難となっていることがうかがえる。中・大規模校で対応困難な隙間を埋めるために、保護者等に付き添いが求められている可能性が考えられる。

少人数であることは学級に在籍する子どもの行動にも影響を与える。山森 (2013) は、学級規模と教師や子どもの振る舞いとの関係をレビューし、小規模学級 (ここではおよそ13~17人) のほうが子どもの授業態度が落ち着いており、競争よりも励ましあいが多く、学習規律を目的とした教師の働きかけが少ないことを示した。学級規模が小さい方が子ども達の学習行動や向社会的行動

に望ましい影響をもたらすメカニズムとして、山森は子ども同士が信頼でき安心できる人間関係への所属感を表す心理的コミュニティ感覚の育成を指摘する。しばしば、障害のある子ども達が共に学ぶ学級では、子ども同士が自然な関わりの中で、支援と呼ばれる行為をとっていることが報告される (たとえば片桐, 2009)。これらの行動が生まれる背景には、コミュニティ感覚があるのかもしれない。小規模学級とコミュニティ感覚、また障害のある子どもとない子どもの関係性との関連は明らかにされていないが、検討の価値がある。

日本の小学校は26人~30人学級が最も多く (31~35人学級も僅差)、中学校では31~35人学級が最も多く、先の学級人数よりも全体的に多い。先にも述べたように、イタリアの学校では障害のある子どもが在籍する場合は学級編成の上限は20人であり、障害のある子どもの多くが通常学級に在籍するイギリスにおいても、1学級25人前後の中に障害のある子どもを含めておよそ20%の特別な教育的ニーズをもつ子どもが在籍している (国立特別支援教育総合研究所, 2011)。本調査は、学校全体の在籍児童生徒数を尋ねており、1学級あたりの人数については不明のため、学級の規模が問題なのかそれとも学校全体の規模なのか、またそれらの背景にある隠れた要因があるのか、本研究のみでは付き添いを促す要因を特定できない。しかしながら付き添いの廃止も含め、障害のない子どもが平等に教育を受けるためには、適正な集団規模の設定の議論の重要性が示唆された。

### 4. まとめと今後の課題

本研究は障害のある子どもの学校生活における保護者等の付き添いの実態を明らかにするため、兵庫県の小中学校を対象に調査を実施した。その結果、これまで報告されていた以上の付き添いの件数が明らかとなり、登下校や学校行事、突発的な事態における付き添いなど、調査されてこなかった付き添いの存在を浮かび上がらせることができた。障害の有無によって分け隔てられることのない教育のためには、合理的配慮として、登下校や学校行事などを含む全般的な支援体制を構築することが必要であるといえる。付き添いの多い学校は、全体的に児童生徒数が多かったことから、介助の必要な児童生徒のいる学校にのみ支援体制を整えるのではなく、教職員同士、また子ども達同士が柔軟に対応しコミュニティ感覚をもって学校生活を送れるよう、学校規模の適正化をはかる必要性も示唆された。このことが付き添いを減らしていくと考えられる。

本研究は、これまで日常的に認知され、事例的に報告されていた付き添いを、研究の俎上にあげたことに意義がある。本調査から得られた結果は、兵庫県に

限ったことではないだろう。今後は、全国を対象とした調査を実施し、付き添いの実態を捉えるとともに、付き添いなく安心して学べる学校のあり方、システムづくりについて議論する必要がある。

本研究で明らかにできなかった今後の課題を最後に挙げる。本研究は、付き添いの内容を明らかにしたのみで、付き添いが児童生徒や保護者に及ぼす心理的影響について明らかにできなかった。親が付き添っているという事実が、障害のある本人に「親がいなければ何もできない」(川端、2017)という自己観を形成し、力や希望を失わせる(一木、2018)。また、付き添っている保護者等に対しても、個人モデルの障害観を促し、障害のない子どもの親とは異なる養育観が植えつけられ、障害のある家族が閉ざされた世界に追い込まれる可能性もある。今後は、本人や保護者等へのアンケートやインタビューから、付き添いの心理・社会的影響についても検討すべきである。

また、保護者等に付き添いを促す学校側の状況や地域を含めた文化的風土についても追究する必要があるだろう。その上で、今後検討すべき点について、本調査の自由記述から得られた学校側の意見を最後に示す。「重度の肢体不自由児が1名います。食事もトイレも全介助です。言葉は出ません。母親が登下校のみ付き添いますが、あとは教員で何とか介助している状態です。手を取られています。それが『合理的配慮』になるのか疑問です。本来は特別支援学校が適当だと言われていますが、親の意向で本校に來ています。この意見からは、障害のある子どもの教育をどのように位置づけるべきか、教師の迷いが伺える。また、「合理的配慮をするならば基礎的環境整備が必要。子どもたちに対応していくには人が必要です。」という意見は、人手を必要とする学校がおかれた状況(例えば業務過多や学力評価の要求)を表している。「各学校間の情報交換や交流をおねがしたい。どの学校も不安だと思います。」という意見のように、学校に情報が不足していることを表す回答も得られた。

これまで障害のある子どもが、小中学校で、特に通常学級で学ぶことは、日本においては標準的でなかった。そのため経験のある障害者や教職員、学校は限られており、地域で学ぶための教育環境の変更・調整の実践の蓄積は少ない。しかしながら、共に学ぶ実践が豊富な地域や、研究会等、様々な資源がある。たとえば高木(2015)は教育研究集会で「共に育つ」分科会を立ち上げ、各学校で行われている様々な対応(たとえば、学級の人数を減らす、授業のない教師がプールのサポートに入るなど)の意見交換を行った。このように分散している共に学ぶ実践を共有しながら、障害のある子ども達を含む教育の意味や学校組織のあり方の再構築が望まれる。

## 注

- (1) 千葉市地域で生きる会の高村リュウ氏が情報開示請求を行い、障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワークMLにて共有された資料に基づく。
- (2) 2016年6月7日文科省特別支援教育課への電話にて確認。
- (3) 転入者に伴う増加も考えられるが、本調査は文科省が調査を行った時期から8~9ヶ月程度しか経っていない。そのため、転入学による誤差以上の違いがあると考えられる。
- (4) ただし、保護者等が付き添わずとも、臨時職員の費用を保護者等が負担する例や(園田、2008)、学校側から付き添えない場合は欠席となると伝えられた例があり(障害児を普通学級へ・全国連絡会、2015)、付き添い以外にも障害のある子どもが非日常的な活動において参加が制限されている例もあるだろう。
- (5) 「トライやるウィーク」は兵庫県で行われている独自の職業体験学習である。

## 付録 本調査で用いた調査項目

### 学校基本情報

- 1 回答時における全児童生徒数をお答えください。
- 2 障害のある全児童生徒数をお答えください。障害のある児童生徒とは、特別支援学級に在籍している、通級による指導を受けている、もしくは学校教育法施行令第22条⑶に該当する者<視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者>で通常学級に在籍している者)
- 3 障害のある児童生徒の内、自身で『医療的ケア』を行っている数をお答えください。(『医療的ケア』を行っている)とは、日常的に、経管栄養やたんの吸引などを自身で行っている者)
- 4 障害のある児童生徒の内、医療的ケアを必要としており、看護師など本人以外が行っている数をお答えください。(『医療的ケア』を必要としている)とは、日常的に、経管栄養やたんの吸引などの医行為を受けている者)
- 5 貴校における教職員の人数をお答えください。支援員、介助員、看護師を除く)
- 6 貴校における支援員の人数をお答えください。支援員とは、非常勤の、特別支援教育支援員、介助員、補助員、サポーター等とよばれる者)
- 7 貴校において医療的ケアを必要とする児童生徒担当の看護師の人数をお答えください。
- 8 その他、学級担任やコーディネーター、支援員、介助員、看護師以外で、定期的に特別支援教育を担当する方がおられましたら、役割名と人数をお答えください。

### 付き添い 通常学級と特別支援学級に分けて付き添いの有無を質問した後、以下の項目に回答する。) )

- (1) 登下校も含め登校から下校まで終日、保護者等に付き添われている児童生徒数 (ここで数えた児童生徒は、以下②~⑦の人数からは除いてください)
- (2) 登下校(バス停までの送迎も含む)のみ、保護者等に付き添われている児童生徒数
- (3) 日常生活の一部(給食・トイレなど)のみ、保護者等に付き添われている児童生徒数
- (4) 一部の授業(水泳・体育、作業学習など)のみ、保護者等に付き添われている児童生徒数
- (5) 日帰りの学校行事(遠足や社会見学)のみ、保護者等に付き添われている児童生徒数
- (6) 宿泊を伴う学校行事(修学旅行やキャンプなど)のみ、保護者等に付き添われている児童生徒数
- (7) 突発的な事態(看護師、介助員の病欠等)のみ、保護者等に付き添われている児童生徒数

## 引用文献

- 朝日新聞 (2016). 卒業一緒にできたね 朝日新聞 3月19日夕刊
- Crowne, D.P. & Marlow, D. (1960) A new scale of social desirability independent of psychopathology. *Journal of Consulting Psychology*, 24, 349-354.
- 五位渕真美 (2017). 親の付き添いが条件であった高校生活について. 障害のある子どもの合理的配慮を考える集い—保護者の学校つきそいを中心に—集会資料 (2017年5月11日)
- 北海道教育委員会 (2011). 就学や進路希望等に関する保護者アンケート調査結果報告書 <[http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/ankeito/anke\\_all.pdf](http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/ankeito/anke_all.pdf)> (2017年12月26日参照)
- 保坂知晃 (2017). 「医療的ケア児」通学、保護者の6割同行 付き添い7年「心折れそう」朝日新聞 10月25日朝刊
- 藤嶋杏佳・吉岡恒生 (2017). 学校規模別にみた小・中学校での特別支援教育. *障害者教育・福祉学研究*, 13, 29 - 37.
- 一木玲子 (2012). 特別支援教育とインクルーシブ教育の齟齬—障害児の「就学手続き」に関する法改正の問題とその批判—. *公教育計画研究*, 3, 40-56.
- 一木玲子 (2018). インクルーシブ教育から子どもの人権を考える. *ヒューマンライツ*, 358, 32-35.
- 片桐健司 (2009). 障害があるからこそ普通学級がいい. 千書房.
- 川端舞 (2017). 小・中学校時代の学校生活を親に付き添われて. 障害のある子どもの合理的配慮を考える集い—保護者の学校つきそいを中心に—集会資料 (2017年5月11日)
- 河内清彦 (2001). 視覚障害学生及び聴覚障害学生に対し大学生が想起するイメージの意味構造: 性及び専攻学科との関連. *教育心理学研究*, 49, 81-90.
- 国立特別支援教育総合研究所 (2011). 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 資料6-1: イギリスにおける障害のある子どもの教育について [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1306642.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1306642.htm) (2018年2月28日)
- 文部科学省 (2013). 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (通知). 25文科初第756号
- 文部科学省 (2015). 障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の付添いに関する実態調査の結果 <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/icsFiles/afieldfile/2015/10/22/1362940\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/icsFiles/afieldfile/2015/10/22/1362940_01.pdf)> (2016年5月5日)
- 文部科学省 (2017). 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議 (第1回) 資料3: 学校における医療的ケアへの対応について <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/01/22/1399834\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/01/22/1399834_001.pdf)> (2018年2月27日)

- 中司利一 (1987). 日本と韓国における大学生による肢体不自由児に対するイメージ. *特殊教育学研究*, 25, 29-42.
- 仁宮真紀・津島ひろ江・秋山淳子 (2002). 通常学級で親が行う医療的ケアの実態とそのニーズ: 人工呼吸器装着児の支援事例から. *川崎医療福祉学会誌*, 12, 285-295.
- 大内進・藤原紀子 (2015). イタリアにおけるインクルーシブ教育に対応した教員養成及び通常の学校の教員の役割. *国立特別支援教育総合研究所研究紀要*, 42, 85-96.
- 斉藤寛子・杉原里美 (2017). 朝日新聞 7月29日朝刊.
- 齋藤和俊 (2015). 一緒にいることが当たり前な社会に. *福祉労働*, 146, 76-84.
- 園田二郎 (2008). 障害のある子の林間学校に臨時職員付き添い 親が費用負担. 朝日新聞11月1日朝刊.
- 障害児を普通学校へ・全国連絡会 (2015). 障害児を普通学校へ. 339
- 障害児を普通学校へ・全国連絡会 (2018). 障害児を普通学校へ. 361
- 高木千恵子 (2015). 普通学校もあかんねん その11. 障害児を普通学校へ. 338
- 照喜名聖実・田中敦士・細川徹 (2017). 八重山圏域におけるインクルーシブ教育達成度の学校規模別比較—インクルーシブ教育評価尺度 (IEAT) と根拠となる実践事例から— トータルリハビリテーションリサーチ, 4, 61-86.
- 東京新聞 (2016). 障害児通学 付き添い悩む親 東京新聞08月02日 朝刊.
- 山森光陽 (2013). 学級規模, 学習集団規模, 児童生徒—教師比に関する教育心理学的展望. *教育心理学研究*, 61, 206-219.

## 謝辞

本調査は、兵庫県教職員組合にご協力いただき、兵庫県内の各学校で回答していただいた。片岡次雄氏、山崎秀子氏、北村恵子氏、豊高明枝氏には調査の実施や結果の解釈に多くの助言をいただいた。データ入力に際しては、三重大学教育学部矢野佑介氏にご助力いただいた。みなさまのご協力に感謝いたします。

(公教育計画学会員 三重大学、大阪経済法科大学、インクルーシブ (共生) 教育研究所、熊本学園大学)